

~生活に
いろどりを~

生活情報誌 ハレット!

No.205

大田区 消費生活相談

検索



成年年齢が18歳に引き下げられます

令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成年になると保護者の同意なく自分の意思で、様々な契約をすることができるようになります。自分の意思で自由に契約ができるということは、責任が伴うということでもあります。

できることの一例

- ・携帯電話を契約する
- ・一人暮らしのアパートを借りる
- ・クレジットカードを作る
- ・ローンを組む



※飲酒や喫煙、ギャンブルなどは今までどおり20歳にならないとできません。

消費者トラブルに注意!

契約や取引経験の少ない若者が悪質商法のターゲットにされる可能性があります。



- SNS上に「もうかる」という広告を見つけて副業サイトに誘導され、情報商材を購入したがもうからなかった。
- SNS上のお試しという広告から定期購入に気づかず美容品を購入してしまった。
- SNS上で知り合った人から出会い系サイトに誘引された。

若者の消費者トラブルにはSNSやインターネットをきっかけとしたものが増えていきます。SNS上の見知らぬ相手は、突然連絡が取れなくなることもあります。本当に信用できる相手なのかを慎重に判断しましょう。

また、ネット通販で商品などを購入する際には、正しい事業者の所在や連絡先が記載されているか、返品条件や支払い方法等をしっかり確認しましょう。

「安全で安心なまち おおた」を目指して 大田区長 松原忠義

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、消費者を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、インターネットを利用した消費行動から消費被害はますます複雑化しています。また、令和4年4月には成年年齢が20歳から18歳に引き下げるから、若者の消費者被害の増加も懸念されます。

区は、こうした状況に対応するため、相談体制の充実を図り、消費者被害未然防止のため、中高生や高齢者を中心に啓発活動を実施しています。今後も区民の皆様が安全で安心して暮らせる地域づくりを目指し、消費者行政の更なる推進及び強化に力強く取り組んでまいります。

大田区立消費者生活センター

〒144-0052 大田区蒲田5-13-26-101 (JR蒲田駅東口より徒歩5分)
☎03-3736-7711 FAX 03-3737-2936

インターネットを使いこなす

インターネット情報の見極め方

インターネットは自分の知りたいことを気軽に検索でき、とても便利です。一方、たくさんの情報の中から、どの情報が事実で、自分に必要なものなのか見極めなくてはなりません。残念なことにインターネット上の情報には、デマやフェイクニュースといった、いい加減な噂話やうその情報もたくさんあります。

災害時等は、社会の混乱や不安に乗じて根拠のないデマがたくさん出回ることがありますので特に注意しましょう。

ポイント

- ・発信元はどこか、信用できる発信元か。
- ・いつの情報か。
- ・合成された画像ではないか。
- ・誰かをおとしめるような内容ではないか。
- ・「～らしい」「～みたい」のような伝聞形式の情報ではないか。



SNSに投稿する時の注意点

最近は、インターネットやSNSが発達したことで、世界中の人と交流することができるようになった一方、デマやフェイクニュースも瞬く間に広がるようになりました。SNSは簡単に瞬時に情報を発信することができますが、発信した情報を多くの人が見ることで、トラブルや炎上につながる可能性があります。

一度投稿した内容は自分で削除しても、他の人が自分の知らないところで拡散されることもあり、完全に削除することは困難です。投稿するときはその内容を見た人がどのように感じるのかを意識するとよいでしょう。

ポイント

- ・不確かな情報は拡散しない。
- ・誹謗中傷になっていないか。
- ・会社の機密情報漏洩にならないか。
- ・プライベート情報が映り込んだ画像や動画になっていないか。
- ・他人の画像は本人に許可を取るか特定できないよう修整する。
- ・感情的になっている時は投稿を控える。
- ・投稿を公開する範囲等よく確認する。



※SNSとは、ソーシャルネットワーキングサービスの略で、文章だけでなく、画像や動画、ライブ配信、音声といった多様な方法で情報の発信や受信ができます。

インターネットを活用した災害への備え

災害時にも、インターネットは、情報の収集や安否確認をするうえで役に立ちます。

しかし、普段何気なく使用しているインターネットが災害時に同じように使えるとは限りません。たくさん的人が情報を収集しようとして、つながりにくくなることや、サーバーが機能しなくなることもあります。そういった時のために、事前に、自分の住んでいる地域の情報等を収集しておきましょう。



情報収集～居住地域の災害危険度や避難場所、避難経路等

大田区公式ホームページ、区民安全・安心メールサービス、大田区公式ツイッター、大田区防災ポータル、防災行政無線、大田区公式防災アプリ、大田区LINE公式アカウント、避難所案内板等



・**大田区ハザードマップ**
区内の風水害、震災についての危険な場所等を記載しています。



・**わが家の防災チェックBOOK**
地震や風水害への備え、情報収集等について記載しています。

大田区ハザードマップ、わが家の防災チェックBOOKは、区役所5階の防災危機管理課、区役所2階の区政情報コーナー、各特別出張所で配布しています。

安否確認～大切な家族や身近な人等との連絡手段

文字で伝える（インターネットを利用）

- ・SNS
- ・災害用伝言板web171
インターネットで「web171」へアクセスし、電話番号を入力して、メッセージを登録・確認できます。
- ・各種アプリ
防災速報アプリや地震情報アプリ等で情報収集や安否確認ができます。携帯電話事業者が提供しているものもあります。
- ・J-anpi
各種災害用伝言板や協力企業、団体等が提供する安否情報を電話番号または氏名で一括検索できます。
- ・大田区公式防災アプリ
区内の避難情報や防災マップを確認できます。コミュニティ機能により利用者同士で情報共有できます。

音声で伝える

- ・災害用伝言ダイヤル171
「171」をダイヤルし、案内に従い録音、再生ができます。
- ・災害用音声お届けサービス
携帯電話事業者により、利用方法が異なりますが、スマートフォンから家族の携帯電話番号を入力すると、録音した音声を相手の携帯電話に送信できます。
- ・公衆電話
災害時、通常の電話回線よりも比較的つながりやすいとされているため、非常持ち出し品に10円や100円硬貨を入れておきましょう。



連絡手段は複数用意し、連絡方法を家族で共有しておきましょう。

「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」という勧誘が増えてます！

自宅に業者が訪問してきて、「屋根や雨どいに台風による被害があり、修理をした方が良い。火災保険が使えるため、自己負担もない。保険会社への請求は当社で代行する。」と勧誘された。

「保険金が確実に支払われることがわかってから決めたい。」と断ったが、すぐに修理した方が良いと説得され、屋根修理の契約をした。

しかし、保険の請求にあたり、保険会社からは「老朽化による修理に該当するので、保険金は支払えない。」と言われた。



トラブルに遭わないために

- ◆ 勧誘されてもその場ですぐに契約しない。本当に保険金が支払われるかわかりません。
- ◆ 工事内容や価格、手数料やキャンセル料を確認しましょう。複数の見積もりを比較検討することも大切です。
- ◆ 保険金の請求は、加入者自身で行うことが原則です。契約内容や補償の範囲をよく確認し、自分が加入している保険会社や代理店に直接相談しましょう。
- ◆ うその理由で保険金を請求することは、保険契約の解除や詐欺罪に問われることがあるので絶対にやめましょう。
- ◆ 訪問販売や電話勧誘での契約は、クーリング・オフができる場合があります。困った時は、早めに消費者生活センターへご相談ください。

災害時には便乗した悪質商法が増加する傾向があります。しかし、必ずしも災害発生直後でない場合や、災害発生地域とは関係のない場所で勧誘する場合があります。

日頃から訪問販売や電話勧誘販売には慎重になりますよう。

消費生活のお困りごとは、お気軽にご相談ください

**大田区立消費者生活センター
相談専用電話**

☎ 03-3736-0123

受付時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分
土・日、祝日、年末年始は休みです。

土・日、祝日は国・都の機関がお受けします
消費者ホットライン

い や や
局番なし 188

受付時間と対応窓口（年末年始、点検日等のときを除く）

土曜日 午前9時～午後5時 東京都消費生活総合センター
土・日、祝日 午前10時～午後4時 国民生活センター